



福島放技ニュース

THE NEWS OF THE FUKUSHIMA ASSOCIATION OF RADIOLOGICAL TECHNOLOGISTS

2005

3月25日号

90
VOL.

発行所 社団法人 福島県放射線技師会

〒960-8003 福島市森合字蒲原16-7 TEL/FAX 024(559)1043

ホームページアドレス <http://www.yo.rim.or.jp/fart> メールアドレス fart@yo.rim.or.jp

最近の日本放射線技師会 (本部)に対する所感



会長 片倉 俊彦

あまたの先輩が育て慈しんできた放射線技師会は放射線技師の身分法の改正など社会的な活動において有為な会であり、存在価値も大きいものと思われる。私が技師会に期待するものは先に述べた放射線技師の社会的身分の向上と所属会員の技術レベルのボトムアップ(先端技術ではなくベーシックな技術の底上げ)である。

具体的には

- 厚生労働省所轄の診療放射線技師法を初めとする医療における放射線技師に関わる法律の放射線技師に**有利な改正**。
- 研修会、講習会などによる診療放射線技術の学習機会を繰り返し設定する。
- 会員が世の中から取り残されミイラ化しないための会員相互の情報交換。

といったものであろう。しかしながら、最近の日放技執行部の運営はいささか納得できない。私は、会長会議や総会でたびたび次のような質問を行い回答を得ています

「技師格による差別化を止めよ」という問いに対し、会長は「到達目標であり差別はしない」と回答。

「株式会社は個人への利益誘導を行い得るシステムなので中止せよ」という質問に、「個人への利益誘導が出来ないシステムとなるよう対処する」と回答している。しかし、現状は何の解決策もなく、

技師格では

「技師格による、受講科目の制限」、「学術大会ネームプレートの色分け(これを拒否すれば出席実績ポイント無し)」、「学術大会座長の制限」、「各種講演会講師の制限(当該講演科目に関する実績などは不問で格のみに注目)」など公然と差別し、会員の技術高揚のための学習機会を奪うと思われる所業は綱領に反する。医療職としてスキルアップに努めることは当然であり、職場の実状や家庭環境そして自己の能力を勘案しつつ継続的且つ日常的に行うべきものである。その努力を認知し、結果を評価して証明する。その結果が本人の待遇改善につながることは望ましいことであり、技師会が社会に訴えるべき仕事であろう。

個々の会員の自己の職に対する金銭や時間や能力の自己投資の差異は是認すべきものであり、これを投資量に関わらず全てフラットにするシステムは投資しないものにとって虫が良すぎる話であり、投資を続けるものにとっては不満である。他人のふんどしで相撲を取れというようなものである。(過去には一部の犠牲で全体をとという対応もあったが現在、個は無視できない)しかしながら、社会人として自己の判断において学習項目を選択し、自己の責任において自己のために自己のベースで行える学習機会を技師会自らの技師格によって奪われることは耐え難く断じて反対である。

このような差別化は他よりも遅れるという脅迫観念やあきらめ、疎外感などの無気力化を惹起し、会員は無理をすることとなる。無理は日常的継続的になり得ず、お金も時間も有効に集積されない事態となる。放射線技師の学歴コンプレックスにつけいり、技師格なるものがそれに変わるかのよ

うな印象を植付け、更に比類無き差別で焦燥感をあおる、会員を食い物にするかのようなやり方は断固排除したい。

著作権侵害訴訟では

日本放射線技師会からの公式コメントは仮処分決定で販売停止が決まったことのメールのみであり、その他の情報は一切出していない。その理由は、係争中であるからということであるが、この裁判には争点となる部分に機密性など存在するとは思えない。裁判所に犯罪性があると決定された時点でそのことを会員へ押しつけようとするものである。現在訴訟の対象は日放技の法人であり、裁判による判決は法人の責任のみ言及される。この裁判では理事個人の責任には言及しないものと思われる。これはひどい話で儲けは株式会社、尻拭いは会員という構図を想像することは私にとって無理なこじつけには当たらない。

更に、違法行為を行った法人という裁判所の公式見解が出るならば、このことによる会員のダメージは大きい。

このたび、私が情報源とした監事文書が取り消された(日放技HP)。通常であればこのような取り消しに応じるだろうか？部分的な誤りを直す程度であろう。どのような圧力が自身にかけられれば自分の人格すら疑われるような取り消し方をするのであろうか？。私には想像も付かない(拷問にかけられればあり得る?)。また、酔っぱらいの王様ゲームの王様のように「個人のホームページを消しなさいということ」を監事に言わせた」という非常識を、堂々と法人である技師会ホームページのトップに掲載する事態はこの法人に所属していることを知られたくないと思うほどに恥ずかしい。

私はこのような考えで本部の現執行部の辞任を要求したいと考えるが、考え方は多様である。そうは思わない会員も存在する。この会員を無視して会を代表することは本部理事と五十歩百歩となる。

県レベルの種々の会議や署名運動などを通じて、会員の意志を広く収集し、定款に定められた理事会、総会という決議機関に問題を提起し徹底した討論と明快な結論の上に会員主体の運営が行われることを期待するものである。

真 意

福島県放射線技師会副会長 馬場 栄二

(社)福島県放射線技師会は会員の皆様へ技師会ニュースを介して(社)日本放射線技師会の運営にかかわる諸問題を報告してきました。1件は、鈴鹿医療科学技術大学の理事を辞任した件であります。これは委員会を設立して大学、会長の双方からの意見聴取と専門家(弁護士)からの法的アドバイスに基づく対応が約束されましたが未だ正式な委員会の報告はありません。もう1件は株式会社日本放射線技師会出版会の設立と契約に関して一部の執行部が理事会承認手続を省略して先行した契約であります。しかしながら再度設立趣旨の説明を総会の席で行い、株式会社日本放射線技師会出版会の件は承認を受けました。その際、株主を各県均等取得の検討や出版会社と技師会の経費が混同している点の是正及び再検討が指摘されました。また、総会の席で監事報告の書き直しが問題となり、独立性の尊重も確認されました。その後、日放の両監事より2回にわたり各県の代議員宛に報告書が送られてきました。その報告書は、日放執行部は監事からの意見具申が無視され何ら改善の兆しがなく、公益法人としての無軌道な運営を懸念した内容でした。具体的な項目として、事務員への一方的な退職勧奨通告・マスコミへの無責任な事業計画案・放射線治療品質管理士・新事務所登記問題、さらに海賊版の出版販売で訴えられる不祥事があります。報告書は両監事の氏名捺印であることから私達は只ならぬ事態と判断し、北関東地域の役員会で内容を確認し、北関東地域の統一した見解のもとで働きかけを動かすことになりました。しかし、Network Now 350号は、監事2名が理事会席上で公式に謝罪という監事報告書を前面否定する記事でした。

こうなりますと一体何が本当で何が嘘なのかが計り知れません。しかし、海賊版で訴えられた仮処分の件や単独行動は事実でありますので、監事報告書の全てが嘘ではないことも見逃せません。同じ組織の役員の中でこうも違った情報が正式な形で発表されたのでは会員は右往左往するばかりで、その都度反応して行動を起こしたやる気のある会員が馬鹿を見るのではあきれ果てます。双方の真意がどうなのか判断が困難なこの状況下では、全てを総会の席上で正誤ただすような形式で明らかにしていくか、調査を外部に委託して報告書を見なければ、疑惑が付きまとい一般会員は納得しないでしょう。私達一般会員は直接理事会等の決議機関に携われません。全国会長会議と地域役員会からの報告が唯一技師会誌や

ニュースで知りえない経過に関する情報源です。情報が発信元が違えば白が黒になった場合、一般会員は黒を問題にして解決策を図るのは当たり前です。混乱の原因は、役員相互のコミュニケーション不足にも関わらず、批判を受けると矛先を批判に向けているようです。苦言を呈する人ほどやる気がある証で、自分を育ててくれます。診療放射線技師として同じ志をもった職能団体の中で、互いの人格を認め合ってもう一度じっくりと話し合うことが解決策になりそうです。

それにしても、問題対処に関する日放理事の責任は大きいと考えます。ここまで繰り返される事態に何とかなくてはという理事は出てこないのだろうか。会長は変化する社会環境に乗り遅れないようにという思いで、スピードを重視して理事会承認という手続が後回しになっているようです。しかし、公益法人の会長は、個人事業主のようにトップの独断で采配を振るべきものではなく、会員の総意を代表して執行しているだけであります。正式に理事会で論議すれば、透明度も高まり同じ結果になっても受け取られ方が違われ、修正の機会も増えます。繰り返される事態を心配した会員が騒ぐのは、理事が無気力かごますりでは埒があかないという証です。理事を引き受けたのは職場や周りの世間体からの人が多いのでしょうか。任期の残り1年でどう変わったかを見極め、次の選挙に活かしたいものです。

福島県放射線技師会会員の方へ

福島県放射線技師会広報部

日本放射線技師会が揺れています、一連の不祥事でその信頼が薄れつつあります。

非難が相次いだ会長選挙での僅差の判定後も問題が多く、監事からの批判文書や謝罪文など、地方の1会員からは何え知れない不透明な展開となっています。

今回、福島県放射線技師会では特別号のニュースを発行し、会長、副会長に日本放射線技師会の現状や今後の展開、福島県としてはどの様な態度で臨むのか等の記事を書かせていただきました。

当分の間は不安定な状況が続くと思われまので、このニュースや日本放射線技師会のニュースや雑誌あるいはホームページ等をチェックし情報収集しておいてください。

このような先行きの不安感からか県内の一部の会員から、日本放射線技師会を脱会したいとの声も聞こえてきます。福島県放射線技師会にだけ籍を置いておけば、必要な情報やサービスは受けられるとの判断があるようです。

地方の放射線技師会は、ほとんどが法人化され各県が工夫を凝らして事業を展開していますが、独自で行える事業には限界があります。日本放射線技師会が地方の放射線技師会を通じて行う、各種の講習会や認定試験などには参加できなくなります。

何よりも、多くの県では県技師会だけの参加は認めていません、福島県の場合はこの基準が明確でなかった事もあり、県技師会だけの会員が存在します。

そこで今回、県の理事会で福島県放射線技師会のみ会員の基準を明確にしました。

ひとつは、定年により現役を引退した方(その後再就職をしても可)、もうひとつは最長1年間の限定つきで、新入会や再入会で日本放射線技師会に入会するまでの間。

としました、これらに該当する方が希望すれば福島県放射線技師会のみ会員の登録が可能です。現在これらに該当しない県技師会のみ会員の、徐々に日本放射線技師会にも参加していただくこととなります。

基本的には多くの技師に、両方への参加をお願いすることになりますが、唯一の職能団体として、全国の放射線技師が同じ方向を向いて、力を合わせてこそ放射線技師としての職域を守り社会的地位を高めることが本来の目的です。

今は足元が揺らぎ、技師会の真価が問われているときかもしれません、こんな時こそ大いに議論し、納得のいく方向に結束して進むべきときです。

技師会にも高い見識を持つ人格者がたくさんいます、この騒動もそう長くは続かずいずれ収まります、その時までには日本放射線技師会の会員として見届けたいと思います。

もし先行きに希望の持てない、納得の行かない形で収まるならば、そのときこそ行動を起こし、脱会するなり新しいものを作るなりすれば良い事です。

今は、動くときではないと思います、みんなで今後の展開を見守ろうではありませんか。

